

管東総第3551号

平成27年12月25日

東日本地区入国者収容所等視察委員会委員長 殿

東京入国管理局長 妹川光敏

提言に対する回答について

平素から入国者収容所等視察委員会の活動に御尽力を賜り御礼申し上げます。

今般、貴職から御提出いただきました平成27年7月7日付け「被収容者に対する医療体制について(提言)」について、別添のとおり当局の検討状況等を取りまとめましたので受領方願います。

なお、当局と致しましては、今後とも、被収容者の人権に配慮した収容処遇に努めていく所存でございますので、引き続き貴重なご意見を賜りますようお願い申し上げます。

添付物

東日本地区入国者収容所等視察委員会からの提言に対する回答

1部

東日本地区入国者収容所等視察委員会からの提言に対する回答について

番号	日付	平成27年7月7日付け視察委員会からの提言	当局の検討状況等(本年11月25日現在)
1	平成27年 7月7日付	<p>心臓に関する訴えは直ちに生命を奪う可能性があるものであるから、詐病の可能性が疑われたとしても直ちに医師の診断を受け、その重篤性を判断することが不可欠である。例えば、心電計を備え置き、計測した心電図のデータを医療機関にインターネットを利用して送り、専門医師の診断を受けることも可能である。</p> <p>この方法であれば、いち医療機関の協力を得られれば、入国管理局の全施設からインターネット環境を利用して対応ができる。</p> <p>については、心電図を外部医療機関にデータ送信して専門医に判断を求める体制の整備を図られたい。</p>	
2		<p>心臓以外の訴えについてもその重篤性について、医学的な専門知識のない職員が判断することは不適切である。看護師に助言を求めるか、「東京消防庁救急相談センター」に助言を求めることを実践されたい。</p>	
3		<p>被収容者が訴えた時に必ずしも適切な通訳人が直ちに確保されるとは限らない。コミュニケーションボード(医療用絵カード)を整備し、活用することを求める。</p>	

東日地区入国者収容所等視察委員会からの指摘・提言

番号	日付	視察委員会からの指摘・提言	東京局の検討状況等
1		<p>東京入国管理局では入所後30日を経過する被収容者を対象にレントゲン検査を実施しているところ、咳や発熱が認められる者に対しては、被収容者間の感染はもとより、職員への感染を防止する観点からも期間に拘わらず速やかに検査を実施することが望まれる。</p>	
2		<p>電気カミソリを他の者と共用することに嫌悪感を抱く者もいるため、私物の電気カミソリを使用することができるのであれば、その旨を被収容者に対し適宜の方法により周知されたい。また、衛生面に配慮するため、電気カミソリの洗浄を今以上に徹底されたい。</p>	
3	平成27年7月3日付	<p>居室内動しよう路側の網戸や洗濯槽など、清掃が十分に行き届いていない部分が散見されるので衛生的な収容環境を保持するため、定期的な清掃を実施されたい。</p>	
4		<p>テレビ視聴時間の延長を望む声が多数寄せられていることから、就寝時間を現行の午後10時から午後11時に変更することの是非について検討されたい。 また、夕食の搬入時間についても被収容者の要望を踏まえ、現行の17時から繰り下げることの是非を併せて検討願いたい。</p>	
5		<p>身体に障害のある者に対し、収容生活を送る上で必要な援助(介添え)をすることができる看守体制を構築されたい。</p>	